

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月27日
【会社名】	株式会社サニックス
【英訳名】	SANIX INCORPORATED
【代表者の役職氏名】	取締役社長 宗政 伸一
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	福岡市博多区博多駅東2丁目1番23号
【縦覧に供する場所】	株式会社サニックス環境資源開発事業本部 (東京都港区虎ノ門1丁目2番8号虎ノ門琴平タワー19階) 株式会社サニックス中京地区本部 (愛知県名古屋市西区則武新町3丁目9-4) 株式会社サニックス関西地区本部 (大阪府大阪市淀川区西中島5-5-15号新大阪セントラルタワー11階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神2丁目14番2号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役社長 宗政 伸一は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度末日である平成26年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社である株式会社サニックスエナジー、株式会社株式会社サニックスエンジニアリング、善日（上海）能源科技有限公司の3社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しています。上記以外の連結子会社である株式会社サンエイム、株式会社サニックス・ソフトウェア・デザイン、株式会社サニックスソリューション、株式会社エネルギー総合開発研究所、株式会社ホクハイ、株式会社C & R、株式会社北海道サニックス環境、株式会社SEウイングズの8社及び持分法を適用しない子会社である青島山陽泰化工資源開発有限公司の1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度計画の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度計画の連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

## 4【付記事項】

該当事項はありません。

## 5【特記事項】

当社は、当事業年度に判明した、連結子会社である株式会社サニックスエンジニアリングの売上計上等に係る業務プロセスにおいて不備があったことにより、不適切な会計処理が行われたことを受け、「平成26年3月期第1四半期における訂正四半期報告書」及び「（訂正版）平成26年3月期 第1四半期決算短信」を提出するとともに、当該期間における内部統制の一部に重要な欠陥または開示すべき重要な不備があったとし、第35期内部統制報告書（自平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）の訂正報告書を平成25年11月12日付で提出しています。

その後、当該訂正報告書に記載していますとおり、当社は以下の再発防止策を講じ、適正な財務報告に係る信頼性の確保に努めてまいりました。

- (1) 子会社におけるコンプライアンス意識の向上と社内ルールの徹底を図る
- (2) 内部監査室の強化を図り、モニタリング体制を向上させる
- (3) 売上計上、棚卸資産管理に係る業務プロセスにおける内部統制の整備及び改善

その結果、当事業年度末時点において、開示すべき重要な不備は是正され、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。今後、これまでの取り組みを継続的に運用するとともに、全社を挙げた社内ルールの適正化への取り組みにおいて、関係者の皆様からの信頼回復に全力を尽くしてまいります。